大分県幼児教育振興プログラム
（第２次改訂版）（案）

しんけん遊ぶ子



遊びは学び
学びは遊び

大分県教育委員会

はじめに

幼児期は、人間の生涯にわたる成長と発達の礎を築く、極めて重要な時期です。この時期に培われる豊かな感性、思考力、社会性、そして自己肯定感は、その後の学校教育はもちろん、社会生活全般における学びと幸福の基盤となります。大分県では、平成 28 年 3 月に策定した「大分県幼児教育振興プログラム（改訂版）」に基づき、県内における幼児教育の質の向上と充実を図るべく、施策を推進してまいりました。幼稚園、保育所、認定こども園といった多様な教育・保育施設がそれぞれの特色を活かし、地域と連携しながら子どもたちの健やかな育ちを支える努力を重ねてきたことは、本県の誇りです。

しかしながら、現代社会は、情報化、グローバル化、少子化、そして急速な技術革新といった大きな変化の中にあり、特に、人工知能（AI）の進化やデジタル技術の社会への浸透は、子どもたちが将来的に求められる資質・能力を再定義することを促しています。このような時代においては、過去の知識の習得だけでなく、自ら課題を発見し、主体的に考え、多様な人々と協働しながら解決策を創造する力が不可欠です。幼児教育は、こうした未来社会で活躍するために必要な非認知能力の育成において、最も重要な役割を担うべき時期であると、私たちは強く認識しています。

新たな課題も顕在化しています。例えば、共働き世帯の増加に伴う多様な保育ニーズへの対応や、発達に特性のある子どもたちへのきめ細やかな個別最適な支援、外国にルーツを持つ子どもたちの増加に伴う多文化共生教育の推進などが、喫緊の課題として挙げられます。

本プログラムは、これらの現代社会が抱える課題と、幼児教育現場の現状を分析し、未来を生きる子どもたちにとって最も必要とされる力を育むために、大分県が今後 10 年間で目指すべき幼児教育の具体的なビジョンと方向性を明確に提示するものです。幼稚園、保育所、認定こども園の教職員等、行政関係者、小学校、そして保護者や地域の皆様が、それぞれの立場から子どもたちの成長に関わり、社会全体で子どもたちを育むという共通認識のもとに、一体となって取り組むべき羅針盤となることを目指します。

子どもたち一人ひとりが、大分県の豊かな自然と文化の中で「しんけん遊ぶ子」として、遊びを通して好奇心旺盛に学び、豊かな感性、確かな思考力、そして主体性を育み、自らの無限の可能性を最大限に引き出せる未来社会の実現に向けて、全県的な取り組みを強力に推進してまいります。

大分県教育委員会

目次

第１章　第２次改訂版の趣旨

１．幼児教育を取り巻く現状　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

２．第２次改訂版における目指す子どもの姿・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

３．第２次改訂版における目指す幼児教育・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

４．第２次改訂版における幼児教育の範囲・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

第２章　基本方針と目標

基本方針と目標の構成・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

基本方針１　幼児教育の振興・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

トピック１　幼児教育における資質・能力の育成・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

基本方針２　保育者の専門性と指導力の向上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

トピック２　市町村幼児教育アドバイザー養成研修・園内リーダー養成研修・・・・・・・・・

基本方針３　特別な配慮を必要とする子どもへの指導の充実・・・・・・・・・・・・・・・・

トピック３　障がいのある子どもの就学先の決定について・・・・・・・・・・・・・・・・・

基本方針４　架け橋期の教育の充実・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

トピック４　幼児教育の質の向上と小学校教育への円滑な接続を支える体制・・・・・・・・・

基本方針５　地域全体で子育てを支える体制づくりの充実・・・・・・・・・・・・・・・・・

トピック５　子どもの人権・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

第３章　第２次改訂版の実施に向けて

１．第２次改訂版の実施期間と評価・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

２．県（教育委員会及びこども未来政策課）の取組一覧・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

３．市町村（教育委員会及び児童福祉主管課）に期待される取組一覧・・・・・・・・・・・・

４．幼児教育施設（幼稚園・保育所・認定こども園等）に期待される取組一覧・・・・・・・・

５．小学校に期待される取組一覧・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

その他の資料

資料１　幼児期の終わりまでに育ってほしい姿（10 の姿）・・・・・・・・・・・・・・・・・

資料２　県内幼児教育施設数（H28～R８）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

資料３　大分県幼児教育振興プログラム改訂会議設置要綱・・・・・・・・・・・・・・・・・

資料４　大分県幼児教育振興プログラム改訂会議・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

本プログラムにおける用語説明

用語		説明
幼児教育		0 歳～小学校就学前までの幼稚園、保育所、認定こども園で行われる教育・保育の総称。
幼児教育施設		幼稚園、保育所、認定こども園等の総称。
保育者		幼稚園教諭、保育士、保育教諭の総称。
ウェルビーイング		身体的・精神的・社会的に良好な状態にあること。
中央教育審議会		文部科学大臣の諮問に応じて、教育に関する重要事項を調査･審議する国の審議会。
論点整理		中央教育審議会が審議の途中で、重点的に検討すべき課題・方向性をまとめた公式の中間的文書。
子どもの姿の記録	ドキュメンテーション	子どもの活動や学びの過程を、写真・言葉・保育者の解釈を組み合わせて可視化して、子ども・保護者・職員で共有するための記録。
	エピソード記録	具体的な保育場面を保育者の視点、考察を含めて記述したものであり、日々の実践を多様な視点から振り返り、幼児理解を深めて指導と評価に生かすための記録。
特別支援教育コーディネーター		校内委員会・校内研修の企画・運営、学校内の関係者や外部の関係機関との連絡調整役、保護者からの相談窓口、担任への支援などの役割を担う。
保育コーディネーター		特別な配慮が必要な子どもや家庭に応じた専門的な支援を行うとともに、関係機関と連携・協働して適切な時期に適切な支援につなげることができる専門的保育者。
カリキュラム・マネジメント		教育活動（保育・教育）の 計画・実施・評価・改善 を一体的に管理・運営して、子ども一人一人の育ちを保障する仕組み。
自己評価		幼児教育施設が、自らの教育・保育活動の実施状況や運営を点検・分析し、評価すること。
関係者評価		保護者や地域住民など、施設に関わる関係者が評価すること。
第三者評価		外部の教育委員会や専門家、第三者機関が施設の教育・保育を評価すること。
個別の教育支援計画		特別な支援を必要とする子どもに対して、子どもの発達や特性に応じて、長期的・全体的な支援方針を示した計画。
個別の指導計画		個別の教育支援計画に基づき、日々の保育や遊びの中で具体的に何を行うかを示す短期的・具体的な指導計画。
5 歳児健診		5 歳児健診は、主に 就学前の幼児（5 歳前後）を対象に行う健康診査。子どもの 身体・発達・生活習慣・精神面の健康状態を確認し、必要な支援や助言を行う。
5 歳児指導の記録		保育者が自身の保育を振り返り、援助や指導の改善に活かすための大分県独自のツール。指導要録の参考資料として小学校に送付して情報共有に活用する。
乳児等通園支援事業 (通称：こども誰でも通園制度)		就労要件にかかわらず、未就園の乳幼児（0 歳 6 か月～満 3 歳未満）が、定められた時間内で保育所などへ通園できるようにする支援する事業。

第１章

第２次改訂版の趣旨



１．幼児教育を取り巻く現状

量の拡充から質の充実へ

○ 予測以上の少子化の進行

国の予測以上に少子化が進行しており、大分県においても次代を担う人材育成が大きな課題となっています。一人一人の子どもたちが健やかに成長していけるように、幼児教育の充実と質の向上がこれまで以上に重要になります。

○ 幼児教育・保育の無償化と幼児教育施設数の変化

令和元年の幼児教育・保育の無償化に伴い、すべての子どもが平等に教育・保育を受けられるようになりました。県内では、認定こども園への移行が進んだことにより、この１０年で施設類型の数に変化が見られます。

○ 幼児教育における「量」から「質」への重点の転換

待機児童対策として幼児教育施設数の拡充が進められてきましたが、現在では子どもの発達や学びの質を高める教育・保育の「質」の充実の段階へと重点が移っています。一人一人のウェルビーイングを実現する観点からも質の高い教育・保育が求められています。

大分県の幼児教育施設数推移（H28～R８）

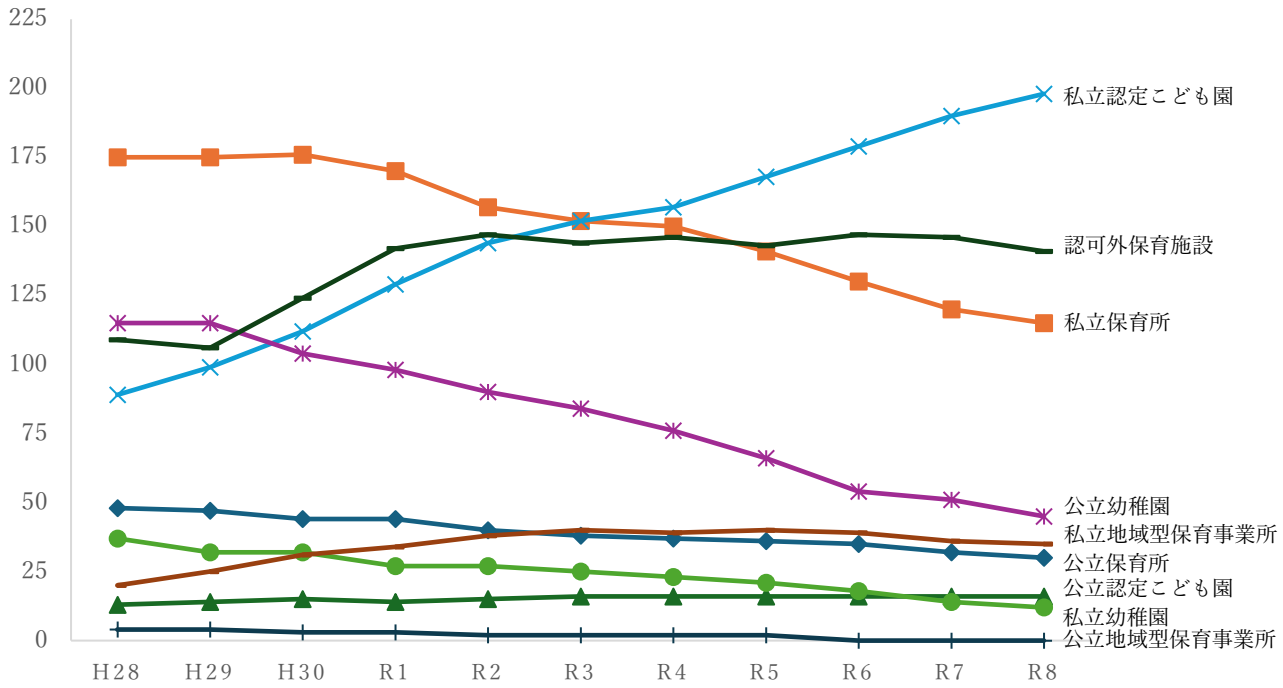

２．第２次改訂版における目指す子どもの姿

しんけん遊ぶ子

○ 遊びの意義と教育的根拠

自発的な活動としての遊びは、心身の調和のとれた発達の基礎を培う重要な学習です。保育者は、遊びを通しての指導を中心として要領や指針に示すねらいが総合的に達成されるようにすることが大切になります。

○ 目指す子どもの姿

第２次改訂版においても、引き続き「しんけん遊ぶ子」を柱に据えます。

「しんけん遊ぶ子」とは、子どもたちが自発的な活動としての遊びに心も頭も働かせ、遊びの世界に没頭し、一人でも、友だちとでも目を輝かせながら夢中になっている姿のことです。

私たちが目指すのは、一人ひとりの子どもが主体的に輝く姿や、友だちと共に熱中する「しんけん遊ぶ子たち」の姿そのものです。このようなしんけんな遊びの積み重ねが、子どもたちの豊かな育ちと確かな「学びの深まり」へとつながっていきます。

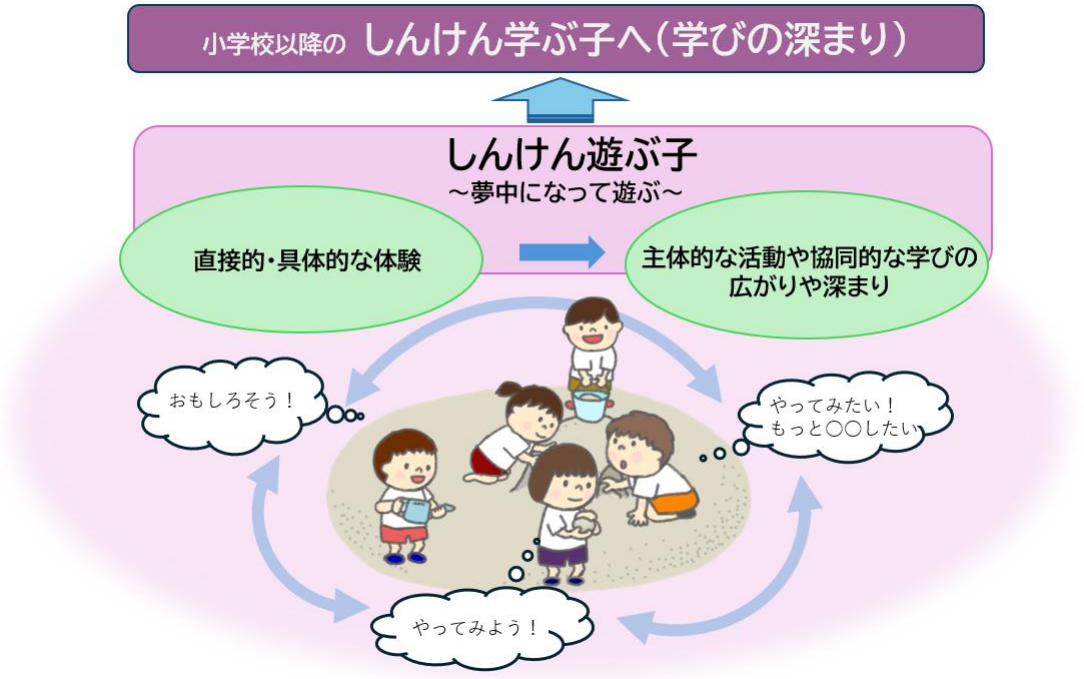

○ 「しんけん遊ぶ子」を支える保育者

保育者は、子どもたちが安心して挑戦できる環境を整えながら、直接的・具体的な体験を十分に確保することが大切になります。遊びの中での気づきや学びを丁寧に受けとめ、主体的な活動と協同的な学びの広がりや深まりを促していくことが求められています。

３．第２次改訂版における目指す幼児教育

乳幼児期の発達にふさわしい遊びを中心とした教育

○ 環境を通した教育と資質・能力の育成

乳幼児期の教育は、「環境を通して行う教育」を基本としています。遊びを通した総合的な指導により、主体的・対話的で深い学びを実現していく中で、「知識及び技能の基礎」「思考力、判断力、表現力等の基礎」「学びに向かう力、人間性等」を一体的に育むことが求められています。

○ 乳幼児の発達にふさわしい園生活の充実

中央教育審議会の資料において、一部の幼児教育施設で SNS 等から得られる情報や保護者のニーズを優先した教育活動が、必ずしも乳幼児期の子どもの発達や学びに十分に即したものとなっていない場合があることが指摘されています。乳幼児期の子どもにとって、生活や遊びは重要な学びの場です。そのため、園においては、社会の情報や保護者の思いを大切に受け止めながらも、乳幼児期の子どもの発達の特性や学びの姿を踏まえ、生活や遊びを中心とした園生活・教育活動を充実させていくことが重要です。

○ 遊びの中の学びの姿の見取り

乳幼児期の子どもたちは、遊びを中心とした生活を通して様々な資質・能力が育まれていきます。保育者は、遊びの中の学びの姿を見取って、環境の再構成や援助を行うことが大切です。豊かな学びには、保育者の確かな見取りの力が必要になります。

市町村幼児教育アドバイザー養成研修受講者作成「遊びの中の学びの姿シート」

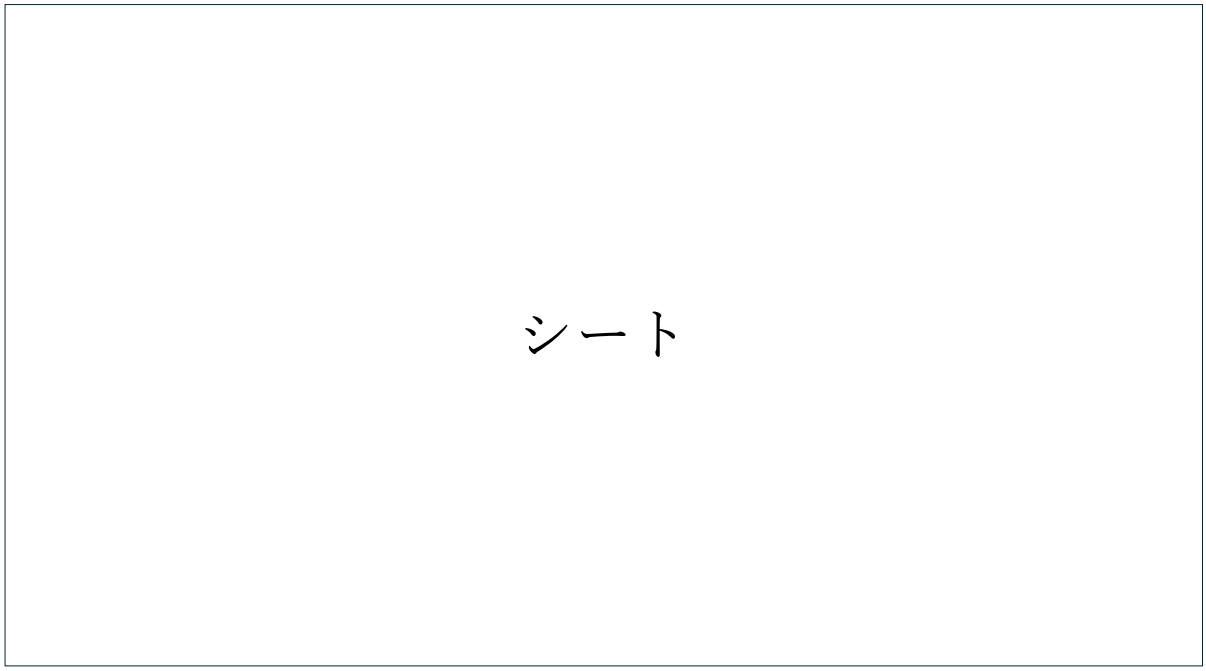

４．第２次改訂版における幼児教育の範囲

０歳から小学校就学前まで

○ 生涯にわたる人格形成の基礎が培われる重要な時期

乳幼児期は、環境と関わり合う生活の中で、自己の興味や欲求に基づく直接的・具体的な体験を通して、健全な心身の発達が促されます。生涯にわたる人格形成の基礎が培われる重要な時期になります。

○ 乳幼児期の発達の特性

乳幼児期は、保育者や保護者などの身近な大人の存在によって、人への信頼感が育っていきます。心のよりどころとして身近な環境にも興味や関心をもって、自発的に働きかけるなど、次第に自我が芽生える時期になります。

○ すべての子どものウェルビーイングの実現

こども家庭庁の「はじめの 100 か月の育ちビジョン」では、妊娠期から小学校１年生までのおおよそ１００か月、教育・福祉・家庭・地域が一体となって、子どもの健やかな成長を支えることがウェルビーイングを実現する上で大切であるとしています。

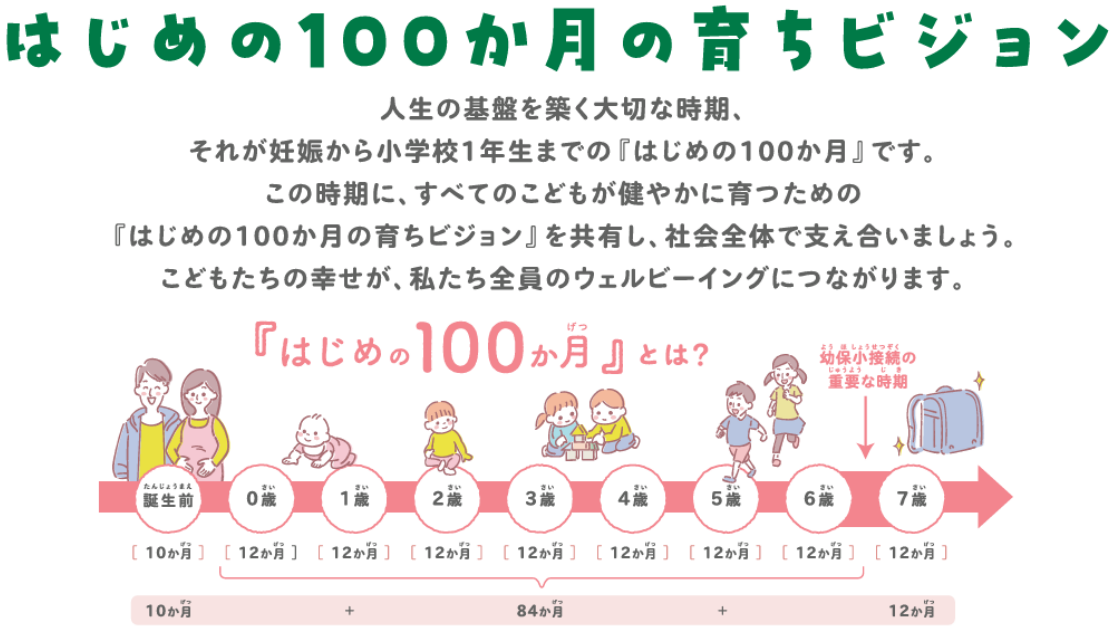

出典：こども家庭庁 HP「幼児期までのこどもの育ちに係る基本的なビジョン」
（はじめの 100 か月の育ちビジョン）ハンドブック

第２章

基本方針と目標



基本方針と目標

本プログラムでは、５つの基本方針と１３の目標を設定しています。また、各目標に対して、県（教育委員会、こども未来政策課）の取組と市町村（教育委員会、児童福祉主管課)、幼稚園・保育所・認定こども園、小学校に期待される取組を位置づけています。各々が取組を推進していくとともに、相互に連携・協力することで、県全体における幼児教育の充実と小学校教育との接続の充実が実現されていきます。

基本方針１　充実した幼児教育の提供

目標 01　幼児教育の振興に係る計画の策定
目標 02　保育者を取り巻く環境整備
目標 03　推進体制の整備

基本方針２　保育者の専門性と指導力の向上

目標 04　地域に開かれた園の推進
目標 05　カリキュラム・マネジメントと園評価の推進
目標 06　園内研修及び園外研修の充実

基本方針３　特別な配慮を必要とする子どもへの指導の充実

目標 07　個別の教育支援計画・個別の指導計画の作成推進
目標 08　コーディネーターの配置及び活用
目標 09　専門機関や関係機関との連携

基本方針４　架け橋期の教育の充実

目標 10　架け橋期のカリキュラムの作成・実施・検証・改善
目標 11　架け橋期の教育の充実に向けた幼小合同研修の充実
目標 12　幼児・児童・保育者・教職員の交流の充実

基本方針５　地域全体で子育てを支える体制づくりの充実

目標 13　地域における子育て支援の充実

具体的な取組を表す共通マーク

▶▶▶　・・・ 県（教育委員会及びこども未来政策課）の取組
▶▶▷　・・・ 市町村（教育委員会及び児童福祉主管課）に期待される取組
▶▷▷　・・・ 幼児教育施設（幼稚園・保育所・認定こども園等）に期待される取組
▷▷▷　・・・ 小学校に期待される取組

（ 取組一覧は、ｐ３４～ｐ３７に掲載 ）

基本方針１　充実した幼児教育の提供

写真

乳幼児期の教育の重要性

乳幼児期における教育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものです。乳幼児期の特性を踏まえ、環境を通して行うことを基本としています。保育者は、乳幼児との信頼関係を築き、乳幼児と共によりよい教育環境を創造するように努めることが求められています。

幼児教育の振興計画と協働の取組

よりよい幼児教育を実現するためには、行政が振興に係る計画を立て、園、保護者、地域などの関係者と目標を共有しながら、一体となって取り組むことが大切です。すでに振興計画を策定している場合においても、社会状況に応じて改訂することが必要になります。

保育者を支える環境づくりと連携

保育者を支える環境づくりが急務となっています。研修を受けやすい人員体制や DX 化の推進など働きやすい環境を行政・家庭・地域が連携・協力して整えることが必要です。保育者を支える取組は、子どもの豊かな学びや成長につながっていきます。

幼稚園・保育所・認定こども園の比較

	幼稚園	保育所	認定こども園
所管	文部科学省	こども家庭庁	こども家庭庁
関係法令	学校教育法	児童福祉法	認定こども園法
施設類型	学校	児童福祉施設	学校（幼稚園型） 児童福祉施設（保育所型） 学校及び児童福祉施設（幼保連携型）
対象	満３歳～ 小学校就学前	０歳～ 小学校就学前	０歳～ 小学校就学前

目標 01　幼児教育の振興に係る計画の策定

▶▶▶　県（教育委員会及びこども未来政策課）の取組

・本プログラムの周知と取組の実施
・市町村版幼児教育振興計画の策定及び改訂の支援
・幼児教育の振興・充実に係る実態調査の実施と施策反映

▶▶▷　市町村（教育委員会及び児童福祉主管課）に期待される取組

・市町村版幼児教育振興計画の策定及び改訂
・本プログラムにおける期待される取組の実施

▶▷▷　幼児教育施設（幼稚園・保育所・認定こども園等）に期待される取組

・本プログラムにおける期待される取組の実施

▷▷▷　小学校に期待される取組

・本プログラムにおける期待される取組の実施

県内１８市町村における幼児教育振興計画策定状況

表

令和８年度幼児教育の一層の振興・充実に関する調査（県独自調査）

目標 02　保育者を取り巻く環境整備

▶▶▶　県（教育委員会及びこども未来政策課）の取組

・幼児教育に関わる最新情報の提供
・保育者を取り巻く状況の理解
・保育者に関わる環境整備の充実

▶▶▷　市町村（教育委員会及び児童福祉主管課）に期待される取組

・保育者を取り巻く状況の理解
・幼児教育施設における DX 化の推進
・安心して働くことができる職場環境の整備と人員配置

▶▷▷　幼児教育施設（幼稚園・保育所・認定こども園等）に期待される取組

・安心して働くことができる職場づくり
・働き方改革の推進に向けた ICT 機器の活用

▷▷▷　小学校に期待される取組

・設定なし

目標 03　推進体制の整備

▶▶▶　県（教育委員会及びこども未来政策課）の取組

・市町村幼児教育センターの設置推進
・市町村幼児教育アドバイザーの養成
・市町村幼児教育担当指導主事・担当者会議の開催
・大分県幼児教育推進協議会の開催
・幼児教育スーパーバイザーの派遣

▶▶▷　市町村（教育委員会及び児童福祉主管課）に期待される取組

・幼児教育専任の指導主事の配置
・市町村幼児教育アドバイザーの配置・活用に向けた予算措置

▶▷▷　幼児教育施設（幼稚園・保育所・認定こども園等）に期待される取組

・市町村や県からの要請や依頼の協力
・市町村幼児教育アドバイザーの活用
・市町村幼児教育アドバイザーと園内リーダーの連携
・小学校や他幼児教育施設との連携担当の配置

▷▷▷　小学校に期待される取組

・幼児教育施設との連携担当の配置

県内１８市町村における市町村幼児教育アドバイザーの配置状況

表

令和８年度幼児教育の一層の振興・充実に関する調査（県独自調査）

トピック１

幼児教育における資質・能力の育成

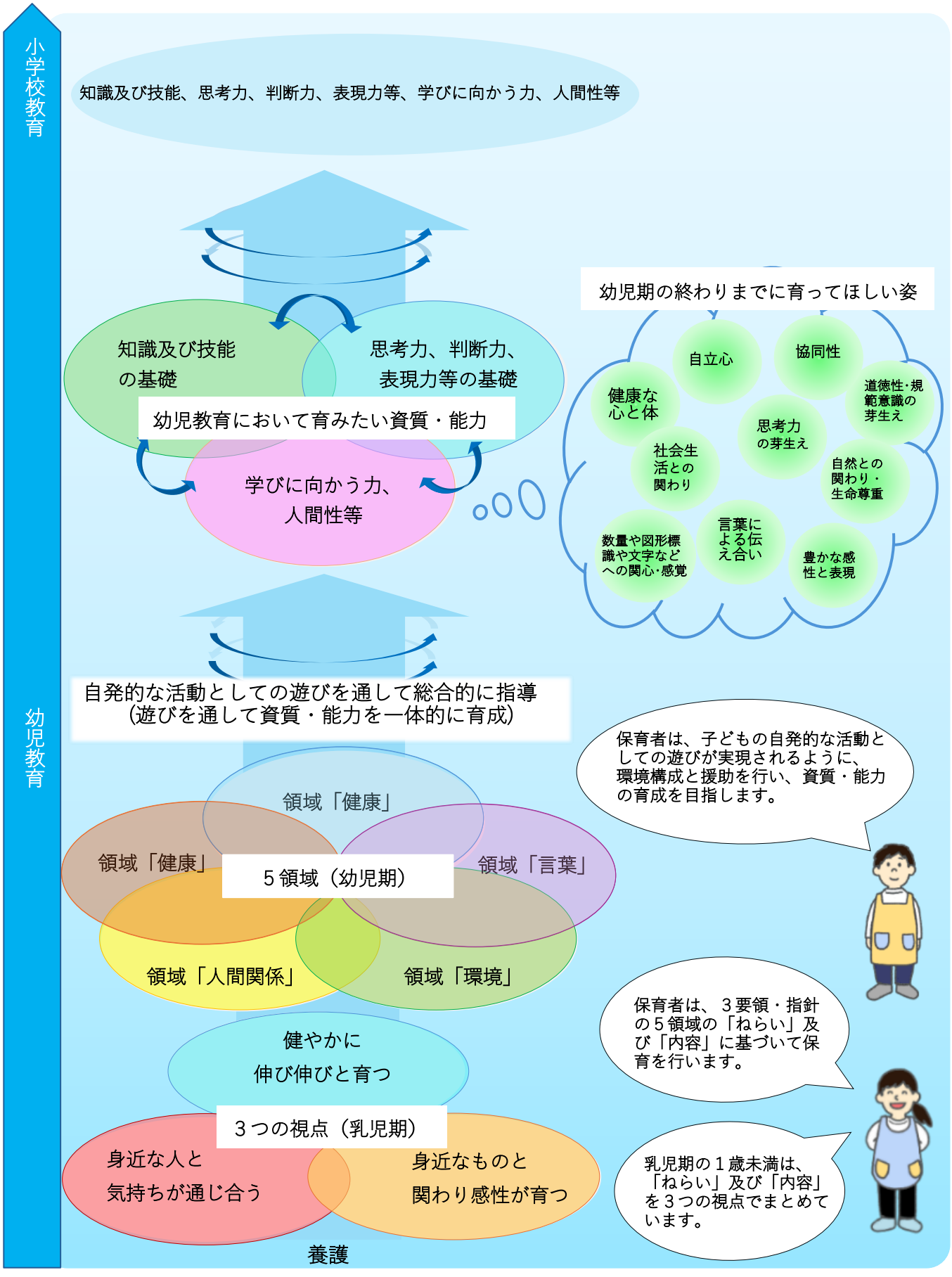

基本方針２　保育者の専門性と指導力の向上

写真

（令和７年度幼稚園新規採用教員研修）

教育要領、保育指針、教育・保育要領の理解

子どもの健やかな成長を支えるために保育者の専門性と指導力の向上は不可欠になります。幼稚園教育要領、保育所保育指針、幼保連携型認定こども園教育・保育要領を正しく理解して、保育の目的や内容を的確に把握することが求められます。

保育者育成指標を基にした計画的な研修

保育者育成指標は、教職員の成長段階に応じて、必要な資質・能力を明確にしています。キャリアパスを見通した学びを促すためにも、管理職は、保育者本人と相談しながら計画的に研修の受講を促すことが大切です。

園内外の研修と学び合う風土づくり

園内研修は、日々の保育実践を振り返り、同僚と共有することで、園全体の教育・保育の質を高める機会となります。また、園外研修は、新しい知見や他園の実践に触れ、視野を広げる貴重な学びの場となります。これらが相互に関連していくことで保育者の専門性や指導力が向上していきます。

参考例　保育者育成指標（幼稚園教諭・保育士・保育教諭）

第０ステージ	第１ステージ	第２ステージ	第３ステージ
養成期	基礎形成期 （採用１～３年）	発展期 （採用８～１１年）	充実深化・円熟期
教育・保育に対する知見を深め、求められる資質・能力の基盤を形成する。	採用から早い時期に、保育者としての幅広い視野と能力の伸長を図る。	基礎形成期の多様な経験をもとに、中堅として各種の分掌主任等を経験することなどで一層の能力の伸長を図る。	発展期での経験をもとに、管理分野や指導等の専門分野の複線化も視野に入れ、より一層の能力の伸長を図る。 園経営ビジョンを理解し、職責、経験に応じたリーダーシップの向上を図る。

目標 04　地域に開かれた園の推進

▶▶▶　県（教育委員会及びこども未来政策課）の取組
・幼児教育施設における公開保育の推進と支援

▶▶▷　市町村（教育委員会及び児童福祉主管課）に期待される取組
・市町村教育委員会における公立以外の幼稚園、保育所、認定こども園との連携

▶▷▷　幼児教育施設（幼稚園・保育所・認定こども園等）に期待される取組
・地域の幼児教育施設や小学校に向けた公開保育の実施

▷▷▷　小学校に期待される取組
・幼児教育施設が行う公開保育及び事後研究会への積極的な参加

県内１８市町村教育委員会における公立幼稚園以外の幼児教育施設への訪問状況

表

令和８年度市町村幼児教育担当指導主事・担当者会議　事前提出資料

目標 05　カリキュラム・マネジメントと園評価の推進

▶▶▶　県（教育委員会及びこども未来政策課）の取組
・カリキュラム・マネジメントの推進に向けた研修の実施
・カリキュラム・マネジメントの好事例提供

▶▶▷　市町村（教育委員会及び児童福祉主管課）に期待される取組
・園評価（自己評価、関係者評価、第三者評価）の推進
・カリキュラム・マネジメントの推進

▶▷▷　幼児教育施設（幼稚園・保育所・認定こども園等）に期待される取組
・園評価（自己評価、関係者評価、第三者評価）の実施
・カリキュラム・マネジメントの充実
・社会に開かれた教育課程の実現

▷▷▷　小学校に期待される取組
・幼児教育施設におけるカリキュラム・マネジメントと園評価の理解

県内の幼稚園、保育所、認定こども園における園評価の実施率

表

令和８年度幼児教育の一層の振興・充実に関する調査（県独自調査）

目標 06　園内研修及び園外研修の充実

▶▶▶　県（教育委員会及びこども未来政策課）の取組

・要領、指針、教育・保育要領の理解推進
・保育者育成指標に基づいたキャリア別研修の実施
・園内リーダーの養成
・研修実施協議会の開催（新採研・中堅研）
・幼児教育スーパーバイザーの派遣

▶▶▷　市町村（教育委員会及び児童福祉主管課）に期待される取組

・管内の幼児教育施設における園内研修の指導助言
・管内の幼児教育施設における公開保育の推進
・市町村幼児教育アドバイザーの派遣

▶▷▷　幼児教育施設（幼稚園・保育所・認定こども園等）に期待される取組

・定期的、計画的な園内外の研修の実施と参加
・園内リーダー養成研修受講者の推薦
・園内リーダーを中心とした園内研修の充実
・子どもの姿の記録を通した保育の改善

▷▷▷　小学校に期待される取組

・設定なし

幼児教育センターが実施する養成研修の修了者数推移（人）

表

トピック２

市町村幼児教育アドバイザー養成研修・園内リーダー養成研修

― 実践研究（ 園訪問研修 ）―

保育参観後の子どもの学びの姿の語り合いの様子

写真

実践研究（園訪問研修）とは

・園内リーダー養成研修受講者所属園を会場にした現場で行う実践的な研修
・研修内容は、保育参観＋子どもの学びの姿の語り合い
・参加者は、市町村幼児教育アドバイザー養成研修受講者、園内リーダー養成研修受講者
・市町村幼児教育アドバイザー養成研修修了者、市町村の幼児教育担当者が参加することもある
・グループの進行は、幼児教育アドバイザー養成研修受講者やフォローアップ研修受講者が行う
・市町村幼児教育アドバイザー養成研修受講者は、研修後「遊びの中の学びの姿シート」を作成

市町村幼児教育アドバイザー養成研修

幼児教育の質の向上や小学校教育との円滑な接続等の取組を一体的に推進するため、市町村の応援機能を充実させ、公開保育・研究会の活性化、「遊びの中の学び」の見取りを通して、幼児教育において育みたいの資質・能力の育ちや学びの深まりを捉え、伝えるなど、現場の実践への支援力を養う。

園内リーダー養成研修

「遊びを大切にする幼児教育」を念頭に置き、３要領・指針を踏まえ、「遊びの中の学び」を見取り、保育内容や環境構成、援助の方法を工夫・改善する力を身に付ける。また、園内研究会等を企画・運営を通して、園内研修の活性化を図り、園内のリーダーとしての実践的指導力を養う。

基本方針３　特別な配慮を必要とする子どもへの指導の充実

写真

一人一人に応じた関わりや支援の充実

特別な配慮を必要とする子どもには、適切な関わりや支援を行うことが重要です。一人一人の発達の段階や人との関わり方など、保育者による見立てを踏まえて、個別の教育支援計画や個別の指導計画を作成する必要があります。

家庭との連携と支援体制の整備

特別な配慮を必要とする子どもへの適切な支援を行うためには、家庭と情報共有を図り、組織的・計画的な取組が大切です。特別支援教育コーディネーターや保育コーディネーターを配置、相談ファイルや５歳児指導の記録の活用など、園全体で支援に向けた体制を整えることが重要になります。

専門機関や地域との協働

すべての子どもが安心して学び育つ環境を整えるため、関係機関との協働を図ることが大切です。障がいのある乳幼児には医療や発達支援などの専門機関と、外国人乳幼児等には地域の支援機関や通訳ボランティア等と連携し、専門的な助言や多様な支援を受けながら、一人ひとりに応じた指導・支援の充実を図ります。

特別支援教育コーディネーター

〇特別支援教育の理解啓発
〇相談窓口
〇園内委員会の運営
〇関係機関との連絡調整
〇個別の教育支援計画・個別の指導計画への助言

保育コーディネーター

〇保護者からの相談対応
〇配慮の必要な子どもへ保育や支援
〇園内だけでは解決できないケースの専門機関との連携・協働

目標 07　個別の教育支援計画・個別の指導計画の作成推進

▶▶▶　県（教育委員会及びこども未来政策課）の取組

・個別の教育支援計画、個別の指導計画の作成例の提供
・個別の教育支援計画、個別の指導計画に係る研修の実施
・特別支援学校所属の「個別の指導計画推進教員」による作成支援

▶▶▷　市町村（教育委員会及び児童福祉主管課）に期待される取組

・個別の教育支援計画、個別の指導計画の作成推進

▶▷▷　幼児教育施設（幼稚園・保育所・認定こども園等）に期待される取組

・発達の過程を見通した個別の教育支援計画、個別の指導計画の作成と活用
・小学校との情報共有を通した連携

▷▷▷　小学校に期待される取組

・幼児教育施設との情報共有を通した連携
・幼児教育施設が作成した個別の教育支援計画や個別の指導計画の活用

県内の幼稚園・保育所・認定こども園における個別の計画作成状況

表

令和８年度幼児教育の一層の振興・充実に関する調査（県独自調査）

目標 08　コーディネーターの配置及び活用

▶▶▶　県（教育委員会及びこども未来政策課）の取組

・特別な配慮を必要とする子どもの指導に関する研修の実施
・保育コーディネーターの養成

▶▶▷　市町村（教育委員会及び児童福祉主管課）に期待される取組

・保育コーディネーターの協議会等の設置及び体制整備

▶▷▷　幼児教育施設（幼稚園・保育所・認定こども園等）に期待される取組

・保育コーディネーターの配置と活用
・特別支援教育コーディネーターの配置と活用

▷▷▷　小学校に期待される取組

・幼児教育施設の特別支援教育コーディネーターや保育コーディネーターとの連携

県内における保育コーディネーター養成研修の修了者数

表

目標 09　専門機関や関係機関との連携

▶▶▶　県（教育委員会及びこども未来政策課）の取組

・特別支援学校による巡回相談の推進

・「５歳児指導の記録」の活用推進

▶▶▷　市町村（教育委員会及び児童福祉主管課）に期待される取組

・関係機関と連携した「５歳児健診」の実施

▶▷▷　幼児教育施設（幼稚園・保育所・認定こども園等）に期待される取組

・特別支援学校、児童発達支援センター、児童家庭支援センター等への相談

・「５歳児指導の記録」の作成・活用と小学校との情報共有

▷▷▷　小学校に期待される取組

・「５歳児指導の記録」の活用と幼児教育施設等との情報共有

県内の幼稚園、保育所、認定こども園における巡回相談の申請状況

表

令和８年度幼児教育の一層の振興・充実に関する調査（県独自調査）

トピック３

障がいのある子どもの就学先の決定について

障がいのある子どもの教育に当たっては、その障がいの状態等に応じて、可能性を最大限に発揮させ、将来の自立や社会参加のために必要な力を培うという視点に立って、一人一人の教育的ニーズに応じた指導を行うことが必要です。

障がいのある子どもの就学先については、本人・保護者の意見を可能な限り尊重し、教育的ニーズと必要な支援について合意形成を行うことを原則とし、障がいの状態や必要となる支援の内容、教育学等の専門的見地といった総合的な観点を踏まえて市町村教育委員会が決定することとなっています。

そのため、保育者には、日々の保育の中で捉えた子どもの姿を、日々の記録や個別の教育支援計画・個別の指導計画、５歳児の指導の記録等を通して整理し、子どもの教育的ニーズや必要な支援を明らかにしていくことが求められます。また、５歳児健康診査等も活用しながら、保護者と子どもの育ちや支援について共通理解を図り、必要に応じて市町村教育委員会や小学校、関係機関等と情報を共有するなど、子どもが安心して就学を迎えられるよう支援することが大切です。

障がいのある児童生徒の就学先決定について（手続きの流れ）

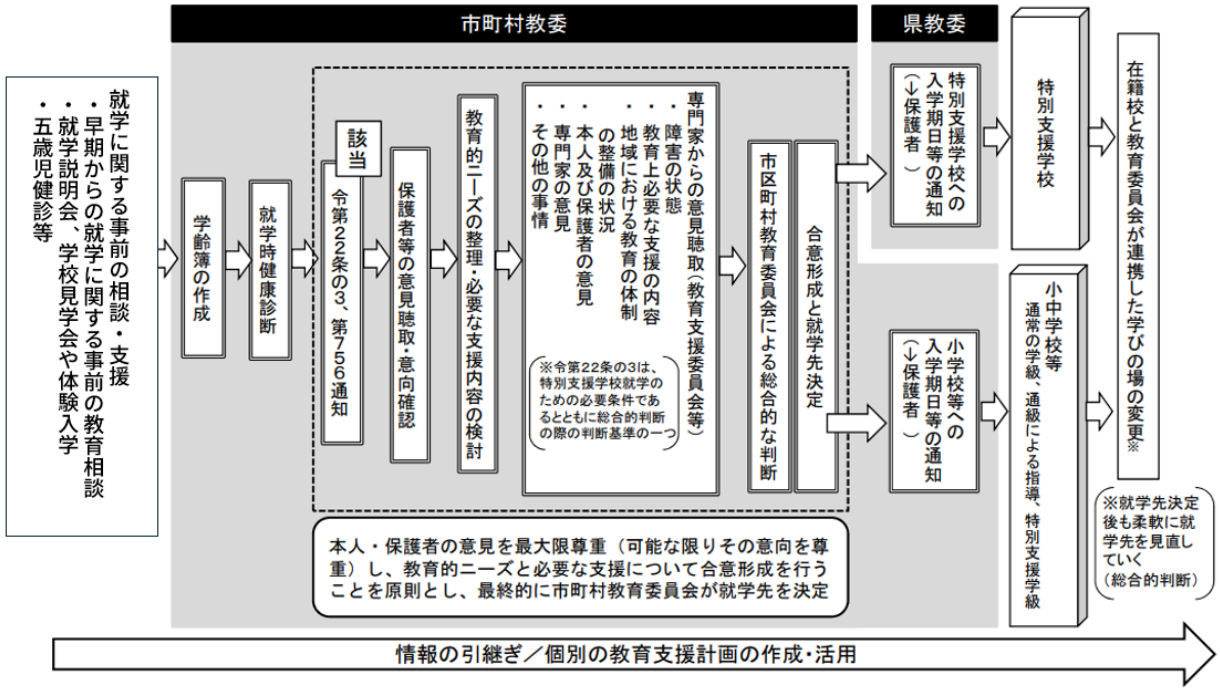

参考：「文部科学省 HP　就学事務 Q＆A　５．障害のある子どもの就学先決定について」

※大分県では、「障害」を「障がい」と表記します

基本方針４　架け橋期の教育の充実

写真

（令和７年度幼小接続地区別合同研修会）

幼児教育と小学校教育の円滑な接続の重要性

幼児教育と小学校教育を円滑に接続する架け橋期の取組によって、子どもは自信と意欲をもって小学校生活を送ることができます。架け橋プログラムは、子どもたちの安心を乳幼児期（幼児教育）から児童期（小学校教育）へつなぐ大切な取組です。

架け橋期に育みたい資質・能力の共有による学びの連続性の確保

幼児教育施設と小学校が架け橋期に育みたい資質・能力を共通の視点として共有しながら、お互いの教育を理解することで、発達や学びの連続性を大切にした教育が行われ、主体的・対話的で深い学びが実現されていきます。

小学校における学びや生活の充実

全国 19 か所の架け橋プログラムの開発地域（県内では竹田市）の事後アンケートによると、架け橋プログラムの取組により、小学校において主体性を発揮する児童の増加、友達と協働的に関わる児童の姿の増加、登校渋りの児童の減少が報告されています。

幼保小の架け橋プログラムと架け橋期のカリキュラムについて

幼保小の架け橋プログラム	架け橋期のカリキュラム
幼保小の架け橋期（ ５歳児から小学校１年生までの２年間 ）の教育の充実を図るため、0 歳から 18 歳の発達や学びの連続性を踏まえ、5 歳児のカリキュラムと小学校１年生のカリキュラムを一体的に捉え、地域の幼児教育と小学校教育の関係者が連携・協働して、カリキュラム・教育方法の充実・改善を促進し、域内の全ての子供に学びや生活の基盤を育むことを目指す取組。	幼保小の先生が、相互の教育内容や教育方法の充実を図るため、共通の教育的視点を基に、協働して作成する架け橋期（ 5 歳児から小学校 1 年生までの 2 年間)のカリキュラム。

（参考）中央教育審議会　令和８年２月５日　幼児教育ワーキンググループ　保育専門委員会　資料１

目標 10　架け橋期のカリキュラムの作成・実施・検証・改善

▶▶▶　県（教育委員会及びこども未来政策課）の取組

・市町村の架け橋期のモデルカリキュラムの作成支援
・架け橋期のカリキュラムの好事例の提供
・架け橋期のコーディネーター（幼児教育スーパーバイザー）の派遣

▶▶▷　市町村（教育委員会及び児童福祉主管課）に期待される取組

・架け橋プログラムの実施
・架け橋期のモデルカリキュラムの作成及び改善に向けた会議体の設置
・架け橋期に関わる会議体の市町村幼児教育アドバイザーの委員活用

▶▷▷　幼児教育施設（幼稚園・保育所・認定こども園等）に期待される取組

・小学校との連携、協働による架け橋期のカリキュラムの作成
・架け橋期のカリキュラムの実施、検証、改善のサイクル確立

▷▷▷　小学校に期待される取組

・幼児教育施設との連携、協働による架け橋期のカリキュラムの作成
・架け橋期のカリキュラムの実施、検証、改善のサイクル確立

架け橋期のカリキュラムの作成状況

モデルカリキュラム作成済みの市町村	カリキュラム作成済みの園
１１／１８市町村（６１．１％）	２６１/３９９園（６５．４％）

令和８年度幼児教育の一層の振興・充実に関する調査（県独自調査）

図

（幼保小の架け橋プログラムの実施に向けての手引き（初版））

目標 11　架け橋期の教育の充実に向けた幼小合同研修の充実

▶▶▶　県（教育委員会及びこども未来政策課）の取組

・幼小接続地区別合同研修会の実施

▶▶▷　市町村（教育委員会及び児童福祉主管課）に期待される取組

・幼児教育施設と小学校の教職員が参加する合同研修会の定期開催
・小学校区ごとの幼小合同研修の実施に向けた体制整備

▶▷▷　幼児教育施設（幼稚園・保育所・認定こども園等）に期待される取組

・小学校教育の理解
・合同研修会における公開保育と事後研究会の実施
・架け橋期に育みたい資質・能力の育成

▷▷▷　小学校に期待される取組

・幼児教育理解に向けた研修の実施
・合同研修会等における幼児教育の理解、公開授業と事後研究会の実施
・架け橋期に育みたい資質・能力の育成

県内の幼稚園、保育所、認定こども園における小学校との連携・接続のための合同研修会の状況

表

令和８年度幼児教育の一層の振興・充実に関する調査（県独自調査）

目標 12　幼児・児童・保育者・教職員の交流の充実

▶▶▶　県（教育委員会及びこども未来政策課）の取組

・交流活動の好事例の収集と情報提供

▶▶▷　市町村（教育委員会及び児童福祉主管課）に期待される取組

・交流活動の成果と課題の把握

▶▷▷　幼児教育施設（幼稚園・保育所・認定こども園等）に期待される取組

・公開保育や公開授業を通した保育者と教職員の交流
・架け橋期のカリキュラムに位置付けた５歳児と小学校１年生の交流活動の実施

▷▷▷　小学校に期待される取組

・公開保育や公開授業を通した保育者と教職員の交流
・架け橋期のカリキュラムに位置付けた５歳児と小学校１年生の交流活動の実施

トピック４

幼児教育の質の向上と小学校教育への円滑な接続を支える体制

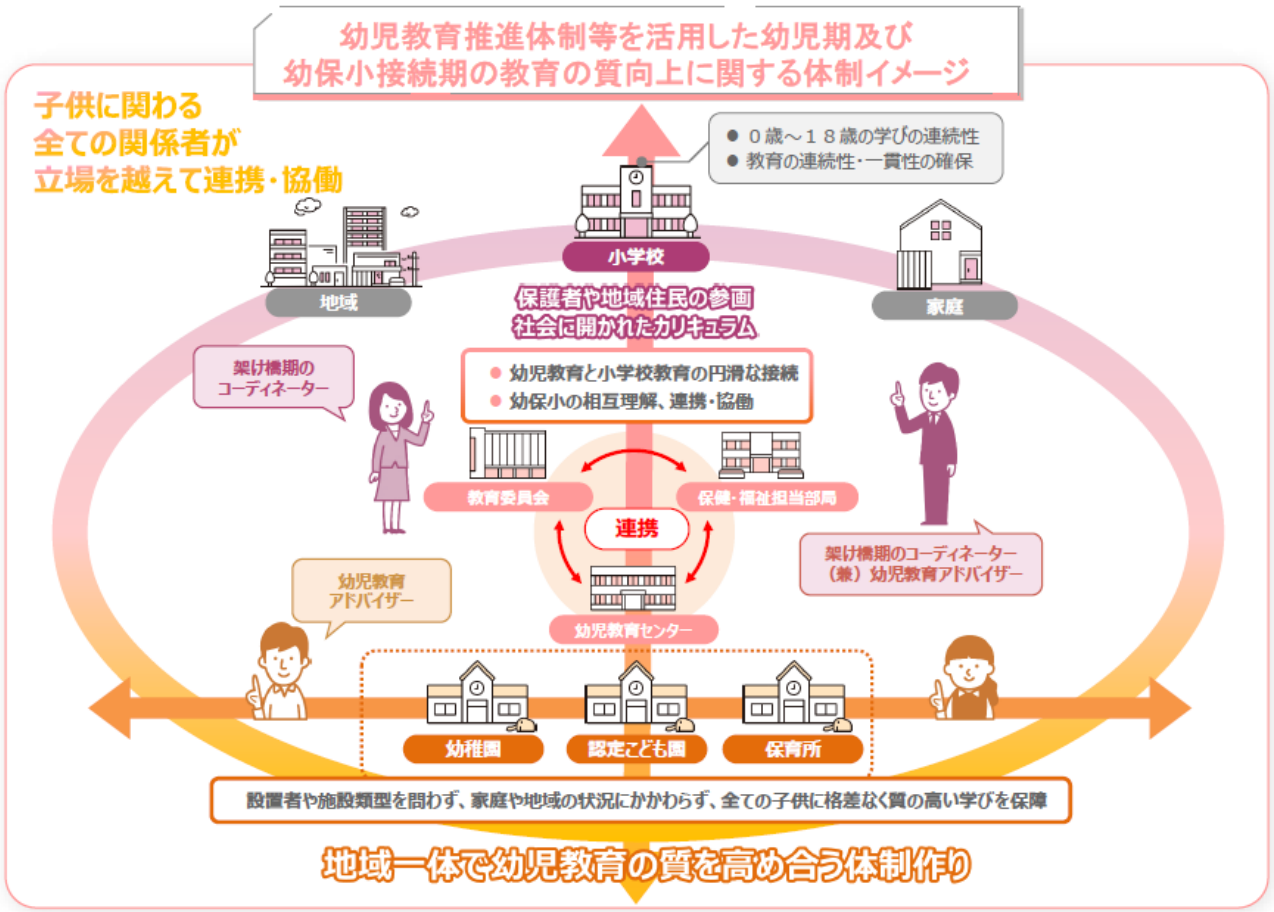

	幼児教育アドバイザー	架け橋期のコーディネーター
位置づけ	幼児教育に係る指導・助言を専ら担当する者。	幼児教育施設と小学校の両施設に対して、「架け橋期のカリキュラム」の作成・実施に向けた助言等を主に担当する者。
役割	域内の幼児教育施設等への訪問支援等を通じて、教育内容や指導方法、環境の改善等について助言を行う。	幼児教育施設と小学校等の施設に対して、「架け橋期のカリキュラム」の作成・実施など幼保小の円滑な接続に向けた助言等を行う者。（幼児教育アドバイザーが兼ねることもある）
勤務経験	幼児教育施設の園長・副園長等	幼児教育施設の園長・副園長等、小学校の校長等

出典・参考：令和８年度「幼児教育推進体制等を活用した幼保小の架け橋プログラム促進事業」関する申請手続き等の説明会資料

基本方針５　地域全体で子育てを支える体制づくりの充実

表

地域全体における体制づくりの重要性

少子化や家庭環境が変化する中、保護者の不安や孤立を防ぎ、社会全体で子どもと家庭を支える仕組みや体制づくりが重要です。県内では、地域子育て支援拠点が７１か所設置され、他にも子育て経験のある方が家庭を訪問して子育て世代を応援する「ホームスタート」の取組も広がっています。

幼稚園・保育所・認定こども園の子育て支援拠点としての役割

幼児教育施設は、子どもの育ちを支えるだけでなく、保護者に寄り添い、相談や交流の場を提供するなど、地域の子育て支援の中心的役割を担っていくことが求められています。

保育者、地域、関係機関の連携による切れ目のない支援の推進

切れ目ない支援に向けて、保育者、地域、関係機関が情報を共有しながら継続的な支援を行うことで、子どもの健やかな成長と家庭の安心をともに支えることにつながっていきます。

地域子育て支援拠点事業

子育て中の親子が気軽に集い、相互交流や子育ての不安・悩みを相談できる場を提供するため、市町村が公共施設や保育所、児童館などの地域の身近な施設に「地域子育て支援拠点」を設置しています。設置している市町村によって「子育て支援センター」「こどもルーム」「ひろば」などの呼び名となっています。また、親子が交流するだけでなく、子ども同士が関わり合い、育ち合うという場でもあることから地域子育ち支援拠点と捉えることもできます。

運営は、市町村または社会福祉法人、NPO 法人等への委託の形態があり、活動としては「子育て親子の交流の場の提供と交流の促進」「子育て等に関する相談・援助の実施」「地域の子育て関連情報の提供」「子育て及び子育て支援に関する講習等の実施」になります。

目標 13　地域における子育て支援の充実

▶▶▶　県（教育委員会及びこども未来政策課）の取組

・子育て支援員研修の実施
・地域のニーズに沿ったサービス利用に向けた市町村の取組支援や環境整備の促進

▶▶▷　市町村（教育委員会及び児童福祉主管課）に期待される取組

・地域子育て支援拠点事業の充実
・「一時預かり事業」「乳児等通園支援事業」の実施に向けた環境整備

▶▷▷　幼児教育施設（幼稚園・保育所・認定こども園等）に期待される取組

・子育て相談、未就園児の親子登校、保護者同士の交流、園庭園舎の開放の実施
・「預かり保育」の実施と充実

▷▷▷　小学校に期待される取組

・地域子育て支援拠点事業や幼児教育施設が行う子育て支援の理解

県内の幼稚園、保育所、認定こども園における子育て支援の実施状況

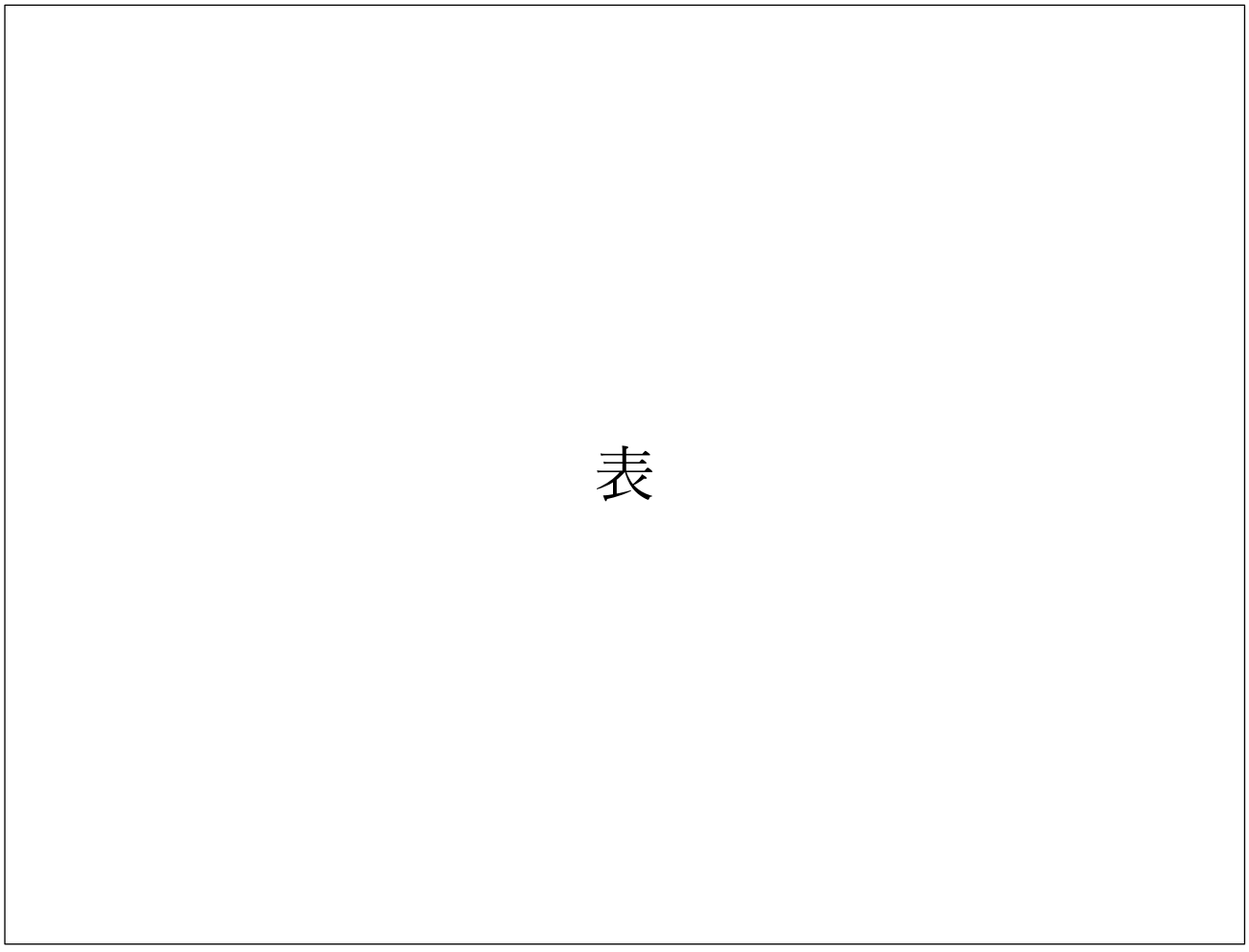

令和８年度幼児教育の一層の振興・充実に関する調査（県独自調査）

トピック５

子どもの人権について

1　子どもの権利条約（ 1994 年批准 ）

1989 年 11 月 20 日、国連総会において採択されました。この条約を守ることを約束している「締約国・地域」の数は 196。世界で最も広く受け入れられている人権条約です。子どもの権利条約は、子ども（18 歳未満の人）が守られる対象であるだけでなく、権利をもつ主体であることを明確にしました。

子どもがおとなと同じように、ひとりの人間としてもつ様々な権利を認めるとともに、成長の過程にあって保護や配慮が必要な、子どもならではの権利も定めています。生きる権利や成長する権利、暴力から守られる権利、教育を受ける権利、遊ぶ権利、参加する権利など、世界のどこで生まれても子どもたちがもっている様々な権利が定められた、この条約が採択されてから、世界中で、多くの子どもたちの状況の改善につながってきました。　出典「unicef ホームページ　子どもの権利条約」

2　こども基本法（ 2023 年施行 ）

こども基本法は、日本国憲法および児童の権利に関する条約（※）の精神にのっとり、全てのこどもが、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指し、こども政策を総合的に推進することを目的としています。同法は、こども施策の基本理念のほか、こども大綱の策定やこども等の意見の反映などについて定めています。

出典「こども家庭庁ホームページ」

3　改正児童福祉法（ 2025 年改正 ）

保育に関する多様な需要に対応するために必要な人材の確保及び事業の実施体制の整備を図るとともに、虐待を受けたこどもへの対応の強化を内容とする「児童福祉法等の一部を改正する法律」が令和 7 年 4 月 18 日に成立しました。全国の児童相談所における児童虐待相談対応件数が増加している状況等も踏まえ、児童虐待防止対策に関しては、

・一時保護委託先の質を担保し、虐待等で傷ついたこどもが安心して生活でき、適切なケアが図られる環境を整備するため、一時保護を適正に行うことができる者の登録制度の創設

・こどもの心身の安全の確保のため、一時保護が行われている児童に対して、保護者が児童虐待を行った疑いがあると認められる場合において、児童の心身に有害な影響を及ぼすおそれが大きいと認めるときの面会通信制限等に関する規定の整備　を行うこととしました。　出典「こども家庭庁ホームページ」

4　こども性暴力防止法（2026 年施行）

こどもの人権を守る新たな取り組みとして、2026 年 12 月に「こども性暴力防止法（日本版 DBS 法)」が施行されました。この法律は、学校や保育所、学習塾などで働くスタッフの性犯罪前科を確認し、子どもを性暴力のリスクから未然に遠ざける仕組みです。子どもたちが心身ともに安全で、尊厳を持って安心して過ごせる環境を社会全体で保障するための重要な一歩となります。　出典「こども家庭庁ホームページ」

第３章

第２次改訂版の実施に向けて

写真

１．第２次改訂版の実施期間と評価

８年間の実施期間と４年経過後の中間評価

○ 長期的・持続的な取組の推進

本プログラムは、令和９年度から令和１６年度までの８年間を実施期間とします。施策の定着に必要な時間を確保しながら県全体の幼児教育の振興に向けたプログラムとして取組を推進していきます。

○ 年度ごとの進捗確認と開始４年後の中間評価

本プログラムでは、毎年、進捗状況を確認するとともに、開始４年後をめどに中間評価を実施します。中間評価では、取組内容や進行状況の数値について評価を行い、必要に応じて修正版を作成します。

○ 社会変化への柔軟な対応

実施期間に、幼児教育に関する指針や制度に変更があるなど、社会情勢に変化があるかもしれません。常に最適な教育・保育の提供に向けた実効性のあるプログラムとするため、国の動向によっては、実施期間の前倒しや延長も検討します。

写真

第２次改訂版のスケジュール

令和０９年度　第２次改訂版開始
令和１０年度
令和１１年度
令和１２年度　中間評価
令和１３年度
令和１４年度
令和１５年度
令和１６年度　実施期間終了、第３次改訂会議
令和１７年度　第３次改訂版開始（予定）

※国の動向に応じて、実施期間の前倒し、延長も検討

２．県（教育委員会及びこども未来政策課）の取組一覧 ▶▶▶

目標 01　幼児教育の振興に係る計画の策定

・本プログラムの周知と取組の実施
・市町村版幼児教育振興計画の策定及び改訂の支援
・幼児教育の振興・充実に係る実態調査の実施と施策反映

目標 02　保育者を取り巻く環境整備

・幼児教育に関わる最新情報の提供
・保育者に関わる環境整備の充実

目標 03　推進体制の整備

・市町村幼児教育センターの設置推進
・市町村幼児教育アドバイザーの養成
・市町村幼児教育担当指導主事・担当者会議の開催
・大分県幼児教育推進協議会の開催

目標 04　地域に開かれた園の推進

・幼児教育施設における公開保育の推進と支援

目標 05　カリキュラム・マネジメントと園評価の推進

・カリキュラム・マネジメントの推進に向けた研修の実施
・カリキュラム・マネジメントの好事例提供

目標 06　園内研修及び園外研修の充実

・要領、指針、教育・保育要領の理解推進
・保育者育成指標に基づいたキャリア別研修の実施
・園内リーダーの養成
・研修実施協議会の開催（新採研・中堅研）
・幼児教育スーパーバイザーの派遣

目標 07　個別の教育支援計画・個別の指導計画の作成推進

・個別の教育支援計画、個別の指導計画の作成例の提供
・個別の教育支援計画、個別の指導計画に係る研修の実施
・特別支援学校所属の「個別の指導計画推進教員」による作成支援

目標 08　コーディネーターの配置及び活用

・特別な配慮を必要とする子どもの指導に関する研修の実施
・保育コーディネーターの養成

目標 09　専門機関や関係機関との連携

・特別支援学校による巡回相談の推進
・「５歳児指導の記録」の活用推進

目標 10　架け橋期のカリキュラムの作成・実施・検証・改善

・市町村の架け橋期のモデルカリキュラムの作成支援
・架け橋期のカリキュラムの好事例の提供
・架け橋期のコーディネーター（幼児教育スーパーバイザー）による支援

目標 11　架け橋期の教育の充実に向けた幼小合同研修の充実

・幼小接続地区別合同研修会の実施

目標 12　幼児・児童・保育者・教職員の交流の充実

・交流活動の好事例の収集と情報提供

目標 13　地域における子育て支援の充実

・子育て支援員研修の実施
・地域のニーズに沿ったサービス利用に向けた市町村の取組支援や環境整備の促進

３．市町村（教育委員会及び児童福祉主管課）に期待される取組一覧 ▶▶▷

目標 01　幼児教育の振興に係る計画の策定

・市町村版幼児教育振興計画の策定及び改訂
・本プログラムにおける期待される取組の実施

目標 02　保育者を取り巻く環境整備

・保育者を取り巻く状況の理解
・幼児教育施設における DX 化の推進
・安心して働くことができる職場環境の整備と人員配置

目標 03　推進体制の整備

・幼児教育専任の指導主事の配置
・市町村幼児教育アドバイザーの配置・活用に向けた予算措置

目標 04　地域に開かれた園の推進

・市町村教育委員会における公立以外の幼稚園、保育所、認定こども園との連携

目標 05　カリキュラム・マネジメントと園評価の推進

・園評価（自己評価、関係者評価、第三者評価）の推進
・カリキュラム・マネジメントの推進

目標 06　園内研修及び園外研修の充実

・管内の幼児教育施設における園内研修の指導助言
・管内の幼児教育施設における公開保育の推進
・市町村幼児教育アドバイザーの派遣

目標 07　個別の教育支援計画・個別の指導計画の作成推進

・個別の教育支援計画、個別の指導計画の作成推進

目標 08　コーディネーターの配置及び活用

・保育コーディネーターの協議会等の設置及び体制整備

目標 09　専門機関や関係機関との連携

・関係機関と連携した「５歳児健診」の実施

目標 10　架け橋期のカリキュラムの作成・実施・検証・改善

・架け橋プログラムの実施
・架け橋期のモデルカリキュラムの作成及び改善に向けた会議体の設置
・架け橋期に関わる会議体の市町村幼児教育アドバイザーの活用

目標 11　架け橋期の教育の充実に向けた幼小合同研修の充実

・幼児教育施設と小学校の教職員が参加する合同研修会の定期開催
・小学校区ごとの幼小合同研修の実施に向けた体制整備

目標 12　幼児・児童・保育者・教職員の交流の充実

・交流活動の成果と課題の把握

目標 13　地域における子育て支援の充実

・地域子育て支援拠点事業の充実
・「一時預かり事業」「乳児等通園支援事業」の実施に向けた環境整備

４．幼児教育施設（幼稚園・保育所・認定こども園等）に期待される取組一覧　▶▷▷

目標 01　幼児教育の振興に係る計画の策定

・本プログラムにおける期待される取組の実施

目標 02　保育者を取り巻く環境整備

・安心して働くことができる職場づくり
・働き方改革の推進に向けた ICT 機器の活用

目標 03　推進体制の整備

・市町村や県からの要請や依頼の協力
・市町村幼児教育アドバイザーの活用
・市町村幼児教育アドバイザーと園内リーダーの連携
・小学校や他幼児教育施設との連携担当の配置

目標 04　地域に開かれた園の推進

・地域の幼児教育施設や小学校に向けた公開保育の実施

目標 05　カリキュラム・マネジメントと園評価の推進

・園評価（自己評価、関係者評価、第三者評価）の実施
・カリキュラム・マネジメントの充実
・社会に開かれた教育課程の実現

目標 06　園内研修及び園外研修の充実

・定期的、計画的な園内外の研修の実施と参加
・園内リーダー養成研修受講者の推薦
・園内リーダーを中心とした園内研修の充実
・子どもの姿の記録を通した保育の改善

目標 07　個別の教育支援計画・個別の指導計画の作成推進

・発達の過程を見通した個別の教育支援計画、個別の指導計画の作成と活用
・小学校との情報共有を通した連携

目標 08　コーディネーターの配置及び活用

・保育コーディネーターの配置と活用
・特別支援教育コーディネーターの配置と活用

目標 09　専門機関や関係機関との連携

・特別支援学校、児童発達支援センター、心理相談機関への相談
・「５歳児指導の記録」の活用と小学校との情報共有

目標 10　架け橋期のカリキュラムの作成・実施・検証・改善

・小学校との連携、協働による架け橋期のカリキュラムの作成
・架け橋期のカリキュラムの実施、検証、改善のサイクル確立

目標 11　架け橋期の教育の充実に向けた幼小合同研修の充実

・小学校教育の理解
・合同研修会における公開保育と事後研究会の実施
・架け橋期に育みたい資質・能力の育成

目標 12　幼児・児童・保育者・教職員の交流の充実

・公開保育や公開授業を通した保育者と教職員の交流
・架け橋期のカリキュラムに位置付けた５歳児と小学校１年生の交流活動の実施

目標 13　地域における子育て支援の充実

・子育て相談、未就園児の親子登校、保護者同士の交流、園庭園舎の開放の実施
・幼稚園における「預かり保育」の実施

５．小学校に期待される取組一覧　▷▷▷

目標 01　幼児教育の振興に係る計画の策定

・本プログラムにおける期待される取組の実施

目標 02　保育者を取り巻く環境整備

（ 設定なし ）

目標 03　推進体制の整備

・幼児教育施設との連携担当の配置

目標 04　地域に開かれた園の推進

・幼児教育施設が行う公開保育及び事後研究会への積極的な参加

目標 05　カリキュラム・マネジメントと園評価の推進

・幼児教育施設におけるカリキュラム・マネジメントと園評価の理解

目標 06　園内研修及び園外研修の充実

（設定なし）

目標 07　個別の教育支援計画・個別の指導計画の作成推進

・幼児教育施設との情報共有を通した連携
・幼児教育施設が作成した個別の教育支援計画や個別の指導計画の活用

目標 08　コーディネーターの配置及び活用

・幼児教育施設の特別支援教育コーディネーターや保育コーディネーターとの連携

目標 09　専門機関や関係機関との連携

・「５歳児指導の記録」の活用と幼児教育施設との情報共有

目標 10　架け橋期のカリキュラムの作成・実施・検証・改善

・幼児教育施設との連携、協働による架け橋期のカリキュラムの作成
・架け橋期のカリキュラムの実施、検証、改善のサイクル確立

目標 11　架け橋期の教育の充実に向けた幼小合同研修の充実

・幼児教育理解に向けた研修の実施
・合同研修会等における幼児教育の理解、公開授業と事後研究会の実施
・架け橋期に育みたい資質・能力の育成

目標 12　幼児・児童・保育者・教職員の交流の充実

・公開保育や公開授業を通した保育者と教職員の交流
・架け橋期のカリキュラムに位置付けた５歳児と小学校１年生の交流活動の実施

目標 13　地域における子育て支援の充実

・地域子育て支援拠点事業や幼児教育施設が行う子育て支援の理解

その他の資料

写真

資料１

幼児期の終わりまでに育ってほしい姿（10 の姿）

健康な心と体	園*生活の中で、充実感をもって自分のやりたいことに向かって心と体を十分に働かせ、見通しをもって行動し、自ら健康で安全な生活をつくり出すようになる。
自立心	身近な環境に主体的に関わり様々な活動を楽しむ中で、しなければならないことを自覚し、自分の力で行うために考えたり、工夫したりしながら、諦めずにやり遂げることで達成感を味わい、自信をもって行動するようになる。
協同性	友達と関わる中で、互いの思いや考えなどを共有し、共通の目的の実現に向けて、考えたり、工夫したり、協力したりし、充実感をもってやり遂げるようになる。
道徳性・規範意識の芽生え	友達と様々な体験を重ねる中で、してよいことや悪いことが分かり、自分の行動を振り返ったり、友達の気持ちに共感したりし、相手の立場に立って行動するようになる。また、きまりを守る必要性が分かり、自分の気持ちを調整し、友達と折り合いを付けながら、きまりをつくったり、守ったりするようになる。
社会生活との関わり	家族を大切にしようとする気持ちをもつとともに、地域の身近な人と触れ合う中で、人との様々な関わり方に気付き、相手の気持ちを考えて関わり、自分が役に立つ喜びを感じ、地域に親しみをもつようになる。また、園内外の様々な環境に関わる中で、遊びや生活に必要な情報を取り入れ、情報に基づき判断したり、情報を伝え合ったり、活用したりするなど、情報を役立てながら活動するようになるとともに、公共の施設を大切に利用するなどして、社会とのつながりなどを意識するようになる。
思考力の芽生え	身近な事象に積極的に関わる中で、物の性質や仕組みなどを感じ取ったり、気付いたりし、考えたり、予想したり、工夫したりするなど、多様な関わりを楽しむようになる。また、友達の様々な考えに触れる中で、自分と異なる考えがあることに気付き、自ら判断したり、考え直したりするなど、新しい考えを生み出す喜びを味わいながら、自分の考えをよりよいものにするようになる。
自然との関わり・生命尊重	自然に触れて感動する体験を通して、自然の変化などを感じ取り、好奇心や探究心をもって考え言葉などで表現しながら、身近な事象への関心が高まるとともに、自然への愛情や畏敬の念をもつようになる。また、身近な動植物に心を動かされる中で、生命の不思議さや尊さに気付き、身近な動植物への接し方を考え、命あるものとしていたわり、大切にする気持ちをもって関わるようになる。
数量や図形や文字などへの関心・感覚	遊びや生活の中で、数量や図形、標識や文字などに親しむ体験を重ねたり、標識や文字の役割に気付いたりし、自らの必要感に基づきこれらを活用し、興味や関心、感覚をもつようになる。
言葉による伝え合い	先生や友達と心を通わせる中で、絵本や物語などに親しみながら、豊かな言葉や表現を身に付け、経験したことや考えたことなどを言葉で伝えたり、相手の話を注意して聞いたりし、言葉による伝え合いを楽しむようになる。
豊かな感性と表現	心を動かす出来事などに触れ感性を働かせる中で、様々な素材の特徴や表現の仕方などに気付き、感じたことや考えたことを自分で表現したり、友達同士で表現する過程を楽しんだりし、表現する喜びを味わい、意欲をもつようになる。

（参考）文部科学省「幼稚園教育要領解説（平成 30 年 3 月）」　＊「幼稚園」の表記を「園」に変更

資料２

県内幼児教育施設数の推移（H28～R08）

表

資料３

大分県幼児教育振興プログラム改訂会議設置要綱

（設置）
第１条　大分県幼児教育振興プログラムの改訂を行うに当たり、幅広い分野の関係者からの意見を聴取するため「大分県幼児教育振興プログラム改訂会議」（以下「改訂会議」という。）を設置する。

（所掌事務）
第２条　改訂会議は、現行プログラムの評価及び今後の幼児教育振興に関する検討を行い、その結果を教育長に報告する。

（組織）
第３条　改訂会議は１４名以内をもって組織し、次の者のうちから教育長が委嘱する委員で構成する。
（１）　有識者
（２）　教育関係者
（３）　保護者
（４）　行政関係者
（５）　その他教育長が必要と認める者

（任期）
第４条　委員の任期は、委嘱した日から第２条に規定する報告の日までの間とする。
２　委員に特別の事情があり会議に出席できない場合は、当該委員が指名した代理者を委員として認めることができる。

（会長及び副会長）
第５条　改訂会議に、会長及び副会長を置き、委員の互選により選任する。
２　会長は会務を総括する。
３　副会長は会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）
第６条　改訂会議は必要に応じて会長が招集し、会長が議長となる。
２　改訂会議は委員の過半数の出席をもって、開会することができる。

（報償金）
第７条　委員に対する報償金は、予算の範囲内で決定し、これを支払うことができる。

（庶務）
第８条　改訂会議の庶務は、大分県教育庁義務教育課において処理する。

（その他）
第９条　この要綱に定めるもののほか、改訂会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

（附則）
この要綱は、令和７年９月１日から施行する。

資料４

大分県幼児教育振興プログラム改訂会議

１．委員名簿



２．日程

第１回　令和７年　９月２９日（月）１４：００～１６：００　参集（別館６１会議室）
第２回　令和７年１１月１７日（月）１４：００～１６：００　WEB
第３回　令和８年　１月２２日（木）１０：００～１２：００　WEB
第４回　令和８年　２月２０日（月）１４：００～１６：００　参集（別館８６会議室）
第５回　令和８年１０月２９日（木）１０：００～１２：００　参集（別館６１会議室）

３．事務局

